

沼津市E V導入促進補助金交付要綱

令和5年9月25日副市長決裁

改正

令和7年3月24日副市長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、カーボンニュートラルの実現に向け、事業者による温室効果ガスの削減を積極的に支援するため、走行時に温室効果ガスを排出しない電気自動車を購入又はリースにより新規に導入する事業者に対し、予算の範囲内で沼津市E V導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部給電機能 外部給電器・V2H充放電設備を経由して、又は車載コンセント（AC 100V 1500W）から電力を取り出せる機能をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人若しくは個人事業主をいう。
- (3) 初度登録日 車両を運輸支局又は軽自動車検査協会に初めて登録申請し、受理された日をいう。

(補助対象車両)

第3条 補助金交付の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象車両（以下「CEV補助金対象車両」という。）のうち、バッテリーのみを駆動力とする電気自動車であって、外部給電機能を有する車両であること。
- (2) 事業者が自らの事業のために使用する目的で新車として新規に購入し、又は4年以上のリース契約を締結した車両であること。ただし、リース会社がリースを目的として購入した車両を除く。
- (3) 車両の使用の本拠地が沼津市内であること。
- (4) 各年度4月1日から3月31日までの期間に新規車両登録又はリース契約を締

結した車両であること。

- (5) 補助対象車両の自動車検査証上の所有者が事業者であること。ただし、所有権留保付ローンによる購入又はリースの場合は、自動車検査証上の所有者が自動車会社、ローン会社又はリース会社等であり、かつ、使用者は事業者であること。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 納期の到来した市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象車両の車両本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、5万円とする。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、10万円を加算する。

- (1) 沼津市E V導入促進による脱炭素型地域社会・地域防災強化事業の参画承認を得ている事業者であること。
- (2) 補助対象車両の充電を行うときは、主に沼津市郵便局内設置の共同利用型充電ステーションを利用すること。

2 補助金の交付は、同一年度内において1事業者につき1台を限度とする。

(補助金の交付申請及び請求書)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、沼津市E V導入促進補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次の書類を添えて、補助対象車両の初度登録日若しくはリース契約日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) C E V補助金対象車両であることが確認できる書類
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 保管場所標章番号通知書の写し（旧戸田村を本拠地とする軽自動車を除く。）
- (4) 補助対象車両の本体価格が確認できる書類の写し（購入の場合）
- (5) リース契約書の写し（リース契約の場合）
- (6) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し（購入の場合）

- (7) リース車両明細書の写し（リース契約の場合）
- (8) 保管場所にて撮影された補助対象車両のカラー写真
- (9) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、
適当と認めるものについては、交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、沼津市EV導入促進補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告の省略等）

第9条 市長は、規則第11条第2項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる書類の
提出を省略するものとする。

2 前項の場合において、第8条第2項の規定による交付の決定の通知をもって、当該補助金に係る規則第12条の規定による確定通知があったものとみなす。

（補助金の交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当すると認
めたときは、補助金の交付決定を取消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が不适当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、
その取消しに係る補助金の全部又は一部について期限を定めて返還させるものとする。

（財産処分の制限）

第11条 この要綱により補助金の交付を受けた事業者は、補助対象車両の初度登録日
又はリース契約の日から4年（以下「処分制限期間」という。）を経過するまでは、
当該車両の売却、抹消登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第15条から
第16条までに規定する抹消登録をいう。以下同じ。）、リース契約の解除、譲渡、
交換若しくは貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

2 補助金の交付を受けた事業者が、前項に規定する期間内に当該車両の処分をしよ
うとするときは、あらかじめ沼津市EV導入促進補助金財産処分承認申請書（第3

号様式)を市長に提出し、承認を得なければならない。

(調査及び報告)

第12条 市長は、処分制限期間において、補助対象車両の使用状況や温室効果ガスの削減効果等を確認するため、補助金の交付を受けた事業者に対し、調査への協力を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた事業者は、前項に係る調査の協力があったときは、書類で報告しなければならない。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年9月25日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第10条から第12条までの規定については、前項の規定に関わらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。